（略）				
一三六	火薬類製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(2)(ロ)の値は、それぞれ三五、二〇とする。
（略）						
一三八	合成香料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ三五、二〇とする。
（略）						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(2)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	四〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ五〇、二〇とする。
（略）						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(2)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一四九	コークス製造業	五〇〇	五一〇	三二〇	三三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ九五〇、四〇〇とする。
（略）						
一五六	板ガラス製造業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二〇とする。

（略）				
一三六	火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇	の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、一二〇、二〇、三〇とする。
（略）					
一三八	合成香料製造業	一五	三五	一〇	二〇	
（略）					
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	二〇	
（略）					
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	五〇	一〇	二〇	
（略）					
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二〇	
（略）					
一四九	コークス製造業	五〇〇	九五〇	三二〇	四〇〇	
（略）					
一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	一五	